

「関係人口創出・拡大事業」モデル事業 委託仕様書

1 委託業務名

「関係人口創出・拡大事業」モデル事業

2 事業の目的

地域の活性化や地域コミュニティ活動に先進的かつ意欲的に取り組んでいる地域の市町村と県が連携して事業を実施し、都市在住者に「ふるさと未来投資家」として継続して貢献してもらえる仕組みづくりの構築や、まちづくり活動の動機付けをすることで、地域そのものを活性化し地域力の維持、強化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

4 委託内容

(1) 「関係人口創出・拡大事業」モデル事業ツアーについて

県と連携5市町村のふるさと納税を募っている事業等の現地視察や事業参画により、各地域の課題について共感してもらうとともに地域貢献や地域づくり活動への関心を深め、地域住民や地元で活動するNPO法人等との交流会を開催し、地域住民と継続的につながる仕組みを構築することを目的とする。

(2) 想定されるツアー概要

次に掲げるツアーを実施する。

I. 世界文化遺産『富士山』を後世に継承する（山梨県）

① ツアー期間

令和元年10月～11月の内、1泊2日。

② ツアー行程

・1日目の移動手段はバス。

新宿駅 ⇒ 富士山世界遺産センター（行衣と金剛杖の貸出）（説明者への謝金10,000円） ⇒ 昼食（ほうとう） ⇒ 富士山の構成資産をつなぐ巡礼路を歩く【御師旧外川家住宅（国重要文化財）・御師宿のある町・北口本宮富士浅間神社】（説明者への謝金10,000円） ⇒ 富士山世界遺産センター ⇒ 宿

・2日目の移動手段はバス

宿 ⇒ 富士山の環境・保全についての勉強会（説明者への謝金30,000円程度） ⇒ 富士山周辺の清掃活動 ⇒ 昼 ⇒ 新宿駅

③ 参加者数、参加費

・県外出身者 20名程度

・参加者負担 10,000円程度を想定。

II. 地域資源の宝庫『山梨市三富地域』再活性化（山梨市）

①ツアー期間

令和元10月～11月の内、1日（日帰り）

②ツアー行程

- ・移動手段はバス。

山梨市駅 ⇒ 名爆「一之釜」周辺整備（イベントで使用する消耗品20,000円）
⇒ 昼食（食料費20,000円） ⇒ 地元住民等との交流会1（地域の現状について意見交換）⇒ 地元住民等との交流会2（鳥獣害現状視察、ほうとうづくり等）（材料費40,000円） ⇒ 山梨市駅

③参加者、参加費

- ・県外出身者 10名程度
- ・参加者負担は 5,000円程度を想定。

Ⅲ. スーパーフード「キヌア」による上野原の農業再生（上野原市）

①ツアー期間

令和元年11月上旬の内、1日（日帰り）

②ツアー行程

- ・移動手段はバス

上野原駅 ⇒ キヌアの収穫体験（桐原地区前島邸）⇒ 昼食（食料費20,000円）
⇒ スーパーフード「キヌア」の生産・商品開発の事業説明
（説明者への謝礼10,000円） ⇒ 地元住民等との交流会（キヌア特産品の試食も含む（交流会経費10,000円））⇒ 上野原駅

③参加者、参加費

- ・県外出身者 10名程度
- ・参加者負担は 3,000円程度を想定。

Ⅳ. 上条集落の原風景を守り、育む（甲州市）

①ツアー期間

令和元年11月の内、1日（日帰り）

②ツアー行程

- ・移動手段はバス

塩山駅 ⇒ 都市住民向け農園での大根掘り体験（消耗品10,000円） ⇒ 上条集落見学会 ⇒ 昼食（畑もしくは「もしもしの家」） ⇒ 地元住民等との交流会 ⇒ 塩山駅

③参加者、参加費

- ・県外出身者 10名程度
- ・参加者負担は 5,000円程度を想定。

Ⅴ. 大塚にんじんで「NOPPUI ブランド」を全国に広めよう！（市川三郷町）

①ツアー期間

令和元年12月14日（土）（日帰り）

②ツアー行程

- ・移動手段はバス
甲斐上野駅 ⇒ のっぷい大塚にんじん収穫祭に参画 ⇒ 昼食（みたまの湯内）
（食料費 35,000円） ⇒ 地元住民等との交流会（みたまの湯内）
（食料費 10,000円） ⇒ 甲斐上野駅

③参加者、参加費

- ・県外出身者 10名程度
- ・参加者負担は 5,000円程度を想定。

VI. 力を合わせて、松を引こう（丹波山村）

①ツアー期間

令和2年1月7日（火）（日帰り）

②ツアー行程

- ・移動手段はバス
奥多摩駅 ⇒ 昼食（食料費 15,000円）⇒ 伝統文化である「お松引き」への参加 ⇒ 地元住民等との交流会 ⇒ 温泉（のめこいの湯）（入浴代 3,000円）
⇒ 奥多摩駅

③参加者、参加費

- ・県外出身者 10名程度
- ・参加者負担は 3,000円程度を想定。

(3) ツアー共通事項

- ①予定人数の参加者（県外者）が見込めるように考慮した集客方法を行ない、HPの作成、チラシの作成、WEB募集、参加者の取りまとめ等を行うこと（但し地元住民の集客は県、市で行う）。また、各ツアーの集合、解散場所については、委託料の範囲内で変更は可能とする。
- ②県人会連合会との連携し集客を行うこととする。
- ③ツアー行程に係る企画・調整・手配・運営を、県、市と協議の上、調整、手配すること。
- ④参加者の募集、申込の受付、旅行契約の締結、参加者負担金の徴求を行うこと。
- ⑤参加者アンケートを実施、回答結果を分析すること。
事業の成果と課題を検証するための参加者に対するアンケートを実施すること。
- ⑥対象経費
委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃貸料）とする。
- ⑦申込者が受託者がプロポーザルで示した参加人数（当日キャンセルはカウントする。高校生以下はカウントしない）の7割を満たない場合は、県と協議の上で委託契約額の減額協議をすること。

5 実施体制等

- (1) 本件委託業務全体の運営を管理する責任者を1名配置すること。

- (2) 本件委託業務についての窓口となる担当者を1名配置すること。
- (3) その他・ツアーの組成、コーディネーターの配置等、運営を行う事に十分な実施体制をとること。

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 実績報告書の提出期限

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を県へ提出すること。

(2) 報告内容の必須事項

- ・どのような手法で募集をかけ、その成果と効果について。
- ・アンケートに基づく各ツアーの検証と、全体の総括検証について。
- ・その他、県から指示があった事について。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により承認を得たときは、この限りではない。

8 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

8 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。